○総務省告示第四百四十八号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第八条の規定に基づき、平成十六年総務省告示第六百九十六号（放送受信者等の個人情報の保護に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十六日

総務大臣　佐藤　勉

第二十八条に次の一項を加える。

2　受信者情報取扱事業者は、前項の規定により定める基本方針に、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一　第七条の規定に基づき取得される個人情報の取得元又はその取得方法をできる限り具体的に明記する旨

二　第十六条の規定に基づく委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める旨

三　本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じる旨

第二十九条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　受信者情報取扱事業者は、第二項の場合において、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該事実関係及び当該再発防止対策につき当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（指針の規定についての解説等の作成及び公表）

第三十一条　総務省は、この指針について受信者情報取扱事業者等の理解を深めるため、この指針の規定についての解説及び解釈並びにこの指針の規定に係る具体的な事例を示した文書を作成し、公表するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第四百二十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年十月三日から効力を生ずる。

平成二十一年九月十六日

法務大臣　森　英介

東京都国立市長
神奈川県足柄上郡山北町長
千葉県木更津市長
大阪府泉南市長
宮崎県児湯郡新富町長

○法務省告示第四百三十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年十月十日から効力を生ずる。

平成二十一年九月十六日

法務大臣　森　英介

福島県東白川郡矢祭町長

○法務省告示第四百三十一号

熊本県上天草市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十一年九月十六日

法務大臣　森　英介

熊本県上天草市姫戸町姫浦三千五十五番地六十九

後藤　修

○法務省告示第四百三十二号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十一年九月十六日

法務大臣　森　英介

登記所

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十一号）の規定によりその商業登記の事務が前橋地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の前橋地方法務局太田支局、沼田支局及び中之条支局

指定の効力が生ずる日

平成二十一年十月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十一号）の規定によりその商業登記の事務が佐賀地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の唐津支局

平成二十一年十月十九日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十一号）の規定によりその商業登記の事務が熊本地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の熊本地方法務局玉名支局

平成二十一年十月五日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十一号）の規定によりその商業登記の事務が鹿児島地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の鹿児島地方法務局奄美支局及び与論出張所

平成二十一年十月十三日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十一号）の規定によりその商業登記の事務が福島地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福島地方法務局郡山支局及び二本松出張所

平成二十一年十月二十六日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十一号）の規定によりその商業登記の事務が高松法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の高松法務局丸亀支局、観音寺支局及び寒川出張所

平成二十一年十月十三日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所並びに登記規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第四十一号）の規定によりその商業登記の事務が松山地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の松山地方法務局西条支局

附　則

この告示は、平成二十一年九月十六日から施行する。

○外務省告示第四百七十七号

平成二十一年八月十三日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カンボジアの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。

2　贈与額　十億円

3　署名者

日本側　篠原勝弘在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十一年九月十六日

外務大臣　中曽根弘文